

岩手県分別収集促進計画

(第二期)

平成11年7月

岩 手 県

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	岩手県の区域内の容器包装廃棄物について、 各年度における市町村別の排出量の見込み 及び当該排出見込量を合算して得られる量 (法第9条第2項第1号量)	2
5	岩手県の区域内において得られる分別基準 適合物について、各年度において得られる 特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の 見込み及び当該見込量を合算して得られる 各年度における特定分別基準適合物ごとの 量(法第9条第2項第2号量)	3
6	岩手県の区域内において得られる第2条第 6項に規定する主務省令で定める物につい て、各年度における市町村別の量の見込み 及び当該見込量を合算して得られる量(法 第9条第2項第3号量)	10
7	第一期岩手県分別収集促進計画の実施状	14
8	追加される分別対象品目への取り組み課題	15
9	分別収集の促進の意義に関する知識の普及、 市町村相互間の分別収集に関する情報の交 換の促進その他の分別収集の促進に関する 事項(法第9条第2項第4号)	15
10	ごみの減量化及び再生利用の推進に関する 一般的事項	17

1 計画策定の意義

大量生産・大量消費型の社会経済活動が生み出した物質面での豊かさは一方で廃棄物の質の変化や排出量の増加とともに廃棄物処理経費の増加、廃棄物処理施設確保の困難、さらには廃棄物処理に伴う環境への負荷の増大など多くの問題をもたらしている。

こうした状況に対応するため、これまでの大量生産・大量消費型社会システムから、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型経済社会システムを構築していくことが求められ、廃棄物処理においても「燃やして埋める」ことを基本としていた従来のごみ処理の考え方を見直し、「廃棄物の排出量を抑制した上で、なお排出された廃棄物については可能な限りリサイクルを行う」循環型の手法に転換していくことが社会的な課題となっている。

このような中、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、事業者、消費者、行政の適切な役割分担のもとにリサイクルを推進するため「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）が平成7年6月に制定され、平成9年4月からガラスびん、ペットボトル等7品目を対象に分別収集が施行されたところである。

平成12年4月からは一部猶予されていた容器包装3品目も対象となり、法的には完全実施となるところである。

県内全市町村では、平成8年に第一期の市町村分別収集計画を策定し、それぞれ分別収集に取り組んできたところであり、今年度は第一期計画を見直し、12年度からの5年間の第二期計画を策定したところである。

本計画は、法第9条の規定に基づき、第二期の市町村分別収集計画を集約するとともに、第一期の計画の実施状況を踏まえて、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向を明らかにし、一般廃棄物の減量化とリサイクルを通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、循環型経済社会システムの構築に寄与しようとするものである。

2 計画の基本的方向

本計画の基本的方向を次のとおりとする。

- (1) 容器包装廃棄物のリサイクルシステムを効果的に機能させ、ごみの減量化及び再生利用が着実に進展するよう、県民の意識啓発を図る。
- (2) 地域の実情と特性を勘案しつつ、市町村における効果的な分別収集体制の整備を促進する。
- (3) 各市町村の積極的な取り組みを推進し、中・長期的な視点に立って岩手県全体としての廃棄物の循環型処理システムの確立を図る。

3 計画期間

本計画は、計画期間を平成12年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定を行うものとする。

- 4 岩手県の区域内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量を次のとおりとする。
 (法第9条第2項第1号量)
 (岩手県内におけるすべての容器包装廃棄物の排出見込量)

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	32,561.00	32,561.00	32,561.00	32,561.00	32,561.00
盛岡市(旧都南村)	7,780.00	8,015.00	8,360.00	8,715.00	9,065.00
宮古市	5,235.00	5,301.00	5,370.00	5,442.00	5,518.00
大船渡市	2,242.00	2,218.00	2,197.00	2,180.00	2,161.00
水沢市	3,240.00	3,250.00	3,260.00	3,270.00	3,270.00
花巻市	4,247.00	4,260.00	4,271.00	4,283.00	4,296.00
北上市	5,571.00	5,626.00	5,683.00	5,740.00	5,797.00
久慈市	2,577.00	2,593.00	2,603.00	2,616.00	2,626.00
遠野市	2,665.00	2,729.00	2,714.00	2,699.00	2,683.00
一関市	5,319.00	5,373.00	5,424.00	5,479.00	5,533.00
陸前高田市	1,568.00	1,613.00	1,658.00	1,702.00	1,747.00
釜石市	7,027.00	6,940.00	6,855.00	6,771.00	6,688.00
江刺市	1,527.00	1,545.00	1,565.00	1,589.00	1,615.00
二戸市	2,457.00	2,476.00	2,498.00	2,508.00	2,519.00
雫石町	1,480.00	1,480.00	1,480.00	1,480.00	1,480.00
葛巻町	364.00	357.00	349.00	343.00	336.00
岩手町	595.00	593.00	589.00	588.00	586.00
西根町	533.00	555.00	577.00	599.00	618.00
滝沢村	4,597.00	4,746.00	4,900.00	5,058.00	5,222.00
松尾村	271.00	282.00	295.00	305.00	316.00
玉山村	438.00	428.00	419.00	410.00	404.00
紫波町	5,586.00	5,685.00	5,943.00	6,228.00	6,495.00
矢巾町	4,094.00	4,240.00	4,433.00	4,645.00	4,840.00
大迫町	296.00	306.00	306.00	314.00	314.00
石鳥谷町	843.00	847.00	847.00	847.00	848.00
東和町	275.00	277.00	283.00	289.00	290.00
湯田町	431.00	425.00	418.00	411.00	405.00
沢内村	380.00	374.00	369.00	370.00	369.00
金ヶ崎町	438.00	438.00	438.00	438.00	437.00
前沢町	655.00	657.00	660.00	663.00	665.00
胆沢町	422.00	422.00	420.00	419.00	417.00
衣川村	170.00	173.00	178.00	180.00	182.00
花泉町	966.00	1,010.00	1,051.00	1,093.00	1,141.00
平泉町	351.00	347.00	344.00	342.00	340.00
大東町	895.00	907.00	918.00	927.00	940.00
藤沢町	492.00	502.00	512.00	521.00	531.00
千厩町	905.00	913.00	925.00	939.00	950.00
東山町	471.00	484.00	496.00	509.00	524.00
室根村	278.00	288.00	298.00	305.00	319.00
川崎村	245.00	254.00	259.00	264.00	270.00
住田町	238.00	237.00	236.00	236.00	232.00
三陸町	360.00	351.00	348.00	339.00	337.00
大槌町	536.00	532.00	529.00	525.00	522.00
宮守村	184.00	188.00	188.00	273.00	273.00
田老町	366.00	362.00	360.00	357.00	355.00
山田町	1,933.00	1,932.00	1,930.00	1,927.00	1,924.00
岩泉町	755.00	762.00	774.00	777.00	785.00
田野畑村	204.00	204.00	205.00	205.00	206.00
普代村	142.00	142.00	142.00	142.00	142.00
新里村	305.00	299.00	295.00	293.00	288.00
川井村	242.00	244.00	246.00	248.00	246.00
軽米町	586.00	586.00	586.00	586.00	586.00
種市町	519.00	518.00	518.00	517.00	517.00
野田村	232.00	232.00	233.00	233.00	233.00
山形村	124.00	124.00	125.00	129.00	129.00
大野村	198.00	198.00	204.00	204.00	206.00
九戸村	340.00	337.00	335.00	332.00	330.00
浄法寺町	233.00	231.00	229.00	227.00	225.00
安代町	213.00	223.00	231.00	240.00	247.00
一戸町	846.00	747.00	748.00	749.00	750.00
合計	119,043.00	119,939.00	121,188.00	122,581.00	123,851.00

- 5 岩手県の区域内において得られる※①分別基準適合物について、各年度において得られる※②の特定期間における特定期間量（※印：P17参照）を合算して得られる各年度における特定期間量（※印：P17参照）を次のとおりとする。
 （法の第9条第2項第2号）（※印：P17参照）
 （4のうち市町村が分別収集する特定期間基準適合物の見込量）

(1) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のものに係る分別基準適合物

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	649.0	649.0	649.0	649.0	649.0
盛岡市(旧都南村)	266.0	269.0	281.0	289.0	292.0
宮古市	97.0	124.0	126.0	128.0	129.0
大船渡市	104.0	103.0	102.0	101.0	100.0
水沢市	143.0	143.0	144.0	144.0	144.0
花巻市	261.0	272.0	278.0	283.0	289.0
北上市	424.0	445.0	458.0	472.0	486.0
久慈市	219.0	220.0	221.0	222.0	223.0
遠野市	110.0	120.0	136.0	144.0	151.0
一関市	149.0	150.0	150.0	150.0	150.0
陸前高田市	64.0	64.0	65.0	65.0	66.0
釜石市	194.0	194.0	195.0	195.0	195.0
江刺市	64.0	66.0	68.0	70.0	72.0
二戸市	370.0	372.0	375.0	375.0	375.0
雫石町	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0
葛巻町	57.0	56.0	55.0	54.0	53.0
岩手町	149.0	148.0	147.0	147.0	146.0
西根町	48.0	50.0	52.0	54.0	56.0
滝沢村	320.0	330.0	341.0	352.0	364.0
松尾村	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0
玉山村	37.0	53.0	70.0	85.0	101.0
紫波町	188.0	191.0	200.0	207.0	209.0
矢巾町	149.0	152.0	154.0	157.0	159.0
大迫町	28.0	28.0	28.0	27.0	27.0
石鳥谷町	58.0	61.0	64.0	65.0	66.0
東和町	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
湯田町	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0
沢内村	15.0	16.0	17.0	18.0	19.0
金ヶ崎町	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
前沢町	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
胆沢町	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
衣川村	15.0	16.0	17.0	18.0	19.0
花泉町	60.0	63.0	67.0	67.0	71.0
平泉町	14.0	17.0	20.0	23.0	27.0
大東町	38.0	37.0	37.0	37.0	36.0
藤沢町	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
千厩町	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0
東山町	21.0	21.0	21.0	21.0	22.0
室根村	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
川崎村	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
住田町	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
三陸町	17.0	16.0	16.0	16.0	16.0
大槌町	105.0	103.0	103.0	101.0	101.0
宮守村	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
田老町	33.0	34.0	34.0	34.0	34.0
山田町	128.0	127.0	127.0	127.0	127.0
岩泉町	45.0	46.0	46.0	47.0	48.0
田野畑村	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
普代村	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
新里村	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
川井村	40.0	40.0	39.0	39.0	38.0
軽米町	102.0	102.0	102.0	102.0	102.0
種市町	43.0	43.0	43.0	43.0	43.0
野田村	18.0	18.0	19.0	19.0	19.0
山形村	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
大野村	14.0	14.0	14.0	14.0	15.0
九戸村	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
浄法寺町	28.0	28.0	28.0	27.0	27.0
安代町	19.0	20.0	21.0	22.0	23.0
一戸町	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0
合計	5,492.0	5,611.0	5,721.0	5,802.0	5,883.0

(2) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のものに係る分別基準適合物

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	758.0	758.0	758.0	758.0	758.0
盛岡市(旧都南村)	248.0	260.0	272.0	280.0	283.0
宮古市	27.0	28.0	27.0	28.0	29.0
大船渡市	142.0	140.0	139.0	138.0	137.0
水沢市	183.0	183.0	184.0	184.0	184.0
花巻市	253.0	257.0	261.0	261.0	262.0
北上市	535.0	589.0	618.0	649.0	681.0
久慈市	179.0	181.0	181.0	182.0	182.0
遠野市	180.0	204.0	214.0	213.0	212.0
一関市	229.0	230.0	230.0	230.0	230.0
陸前高田市	48.0	48.0	49.0	49.0	50.0
釜石市	197.0	198.0	198.0	198.0	198.0
江刺市	45.0	46.0	47.0	48.0	49.0
二戸市	245.0	248.0	250.0	250.0	250.0
雫石町	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0
葛巻町	112.0	110.0	108.0	106.0	104.0
岩手町	101.0	100.0	100.0	100.0	99.0
西根町	119.0	125.0	130.0	135.0	140.0
滝沢村	247.0	255.0	263.0	271.0	280.0
松尾村	58.0	60.0	63.0	65.0	68.0
玉山村	33.0	43.0	52.0	61.0	69.0
紫波町	182.0	184.0	193.0	200.0	205.0
矢巾町	140.0	142.0	144.0	149.0	151.0
大迫町	65.0	65.0	65.0	64.0	64.0
石鳥谷町	74.0	75.0	76.0	77.0	77.0
東和町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
湯田町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
沢内村	43.0	44.0	45.0	46.0	47.0
金ヶ崎町	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0
前沢町	72.0	72.0	73.0	73.0	73.0
胆沢町	80.0	80.0	79.0	79.0	79.0
衣川村	30.0	32.0	34.0	36.0	38.0
花泉町	36.0	38.0	40.0	40.0	42.0
平泉町	9.0	12.0	14.0	16.0	18.0
大東町	75.0	75.0	74.0	73.0	73.0
藤沢町	54.0	54.0	54.0	53.0	53.0
千厩町	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0
東山町	42.0	42.0	42.0	43.0	43.0
室根村	27.0	27.0	27.0	27.0	28.0
川崎村	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
住田町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
三陸町	23.0	23.0	22.0	21.0	21.0
大槌町	115.0	113.0	113.0	111.0	111.0
宮守村	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0
田老町	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0
山田町	107.0	106.0	106.0	106.0	106.0
岩泉町	28.0	28.0	28.0	28.0	29.0
田野畑村	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
普代村	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
新里村	17.0	16.0	15.0	14.0	13.0
川井村	33.0	33.0	32.0	32.0	31.0
軽米町	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
種市町	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
野田村	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
山形村	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
大野村	11.0	11.0	12.0	12.0	12.0
九戸村	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
浄法寺町	17.0	17.0	16.0	16.0	16.0
安代町	47.0	49.0	51.0	53.0	55.0
一戸町	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	5,998.0	6,133.0	6,231.0	6,307.0	6,382.0

(3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外に係る分別基準適合物

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	413.0	413.0	413.0	413.0	413.0
盛岡市(旧都南村)	111.0	113.0	114.0	116.0	118.0
宮古市	18.0	30.0	43.0	43.0	44.0
大船渡市	47.0	47.0	46.0	46.0	46.0
水沢市	71.0	72.0	72.0	72.0	72.0
花巻市	115.0	117.0	118.0	119.0	119.0
北上市	232.0	255.0	263.0	271.0	279.0
久慈市	55.0	55.0	55.0	56.0	56.0
遠野市	75.0	82.0	87.0	91.0	91.0
一関市	87.0	88.0	88.0	88.0	88.0
陸前高田市	60.0	60.0	61.0	61.0	62.0
釜石市	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0
江刺市	72.0	73.0	74.0	75.0	76.0
二戸市	125.0	126.0	127.0	128.0	128.0
雫石町	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
葛巻町	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
岩手町	32.0	32.0	31.0	31.0	31.0
西根町	40.0	42.0	44.0	45.0	47.0
滝沢村	88.0	91.0	94.0	97.0	100.0
松尾村	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0
玉山村	13.0	15.0	18.0	20.0	22.0
紫波町	79.0	80.0	81.0	83.0	83.0
矢巾町	59.0	60.0	61.0	61.0	63.0
大迫町	24.0	24.0	24.0	25.0	25.0
石鳥谷町	26.0	27.0	27.0	27.0	27.0
東和町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
湯田町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
沢内村	13.0	12.0	13.0	13.0	13.0
金ヶ崎町	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
前沢町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
胆沢町	46.0	46.0	46.0	46.0	45.0
衣川村	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0
花泉町	13.0	14.0	15.0	15.0	16.0
平泉町	3.0	4.0	5.0	5.0	6.0
大東町	79.0	79.0	78.0	77.0	77.0
藤沢町	57.0	56.0	56.0	56.0	56.0
千厩町	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
東山町	44.0	45.0	45.0	45.0	45.0
釜根村	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0
川崎村	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0
住田町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
三陸町	8.0	7.0	8.0	7.0	7.0
大槌町	55.0	55.0	54.0	54.0	54.0
宮守村	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
田老町	10.0	10.0	10.0	9.0	9.0
山田町	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
岩泉町	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0
田野畑村	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
普代村	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
新里村	7.0	6.0	6.0	6.0	6.0
川井村	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
軽米町	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
種市町	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
野田村	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
山形村	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
大野村	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
九戸村	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
浄法寺町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
安代町	17.0	17.0	18.0	19.0	19.0
二戸町	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
合計	2,662.0	2,723.0	2,768.0	2,794.0	2,819.0

(4) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするものに限る。）に係る分別基準適合物

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	321.0	321.0	321.0	321.0	321.0
盛岡市(旧都南村)	49.0	50.0	52.0	55.0	57.0
宮古市		12.0	24.0	24.0	24.0
大船渡市					
水沢市	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0
花巻市	73.0	75.0	77.0	79.0	80.0
北上市	139.0	153.0	161.0	169.0	177.0
久慈市	12.0	16.0	20.0	24.0	24.0
遠野市	25.0	29.0	31.0	34.0	36.0
一関市	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
陸前高田市	12.0	12.0	13.0	13.0	14.0
釜石市					
江刺市	20.0	22.0	24.0	26.0	28.0
二戸市	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
雫石町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
葛巻町				4.0	4.0
岩手町	5.0	7.0	8.0	9.0	11.0
西根町	7.0	7.0	7.0	8.0	8.0
滝沢村	74.0	77.0	79.0	81.0	83.0
松尾村	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
玉山村	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0
紫波町	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0
矢巾町	26.0	27.0	27.0	29.0	30.0
大迫町	5.0	5.0	5.0	6.0	6.0
石鳥谷町	13.0	13.0	14.0	14.0	14.0
東和町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
湯田町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
沢内村	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
金ヶ崎町	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
前沢町	6.0	6.0	6.0	6.0	7.0
胆沢町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
衣川村	1.0	1.0	2.0	3.0	4.0
花泉町	13.0	14.0	15.0	15.0	16.0
平泉町			3.0	5.0	6.0
大東町	9.0	9.0	9.0	9.0	8.0
藤沢町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
千厩町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
東山町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
室根村	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
川崎村	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
住田町					
三陸町					
大槌町	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
宮守村	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
田老町			2.0	1.0	1.0
山田町			9.0	9.0	9.0
岩泉町			6.0	8.0	11.0
田野畑村			2.0	3.0	4.0
普代村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
新里村			5.0	5.0	5.0
川井村			4.0	4.0	4.0
軽米町	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
種市町	2.0	3.0	4.0	5.0	5.0
野田村	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0
山形村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
大野村	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
九戸村	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
浄法寺町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
安代町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
一戸町	7.0	9.0	11.0	13.0	13.0
合計	1,044.0	1,095.0	1,171.0	1,215.0	1,245.0

(5) 商品の容器のうち、主として紙製のものであって紙パック、段ボール製容器包装以外に係る分別基準適合物

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市					
盛岡市(旧都南村)					
宮古市					
大船渡市					
水沢市	114.0	114.0	114.0	114.0	115.0
花巻市				57.0	85.0
北上市	78.0	82.0	84.0	87.0	90.0
久慈市					
遠野市				90.0	136.0
一関市					2.0
陸前高田市				1.0	1.0
釜石市					
江刺市					
二戸市					
雫石町			3.0	3.0	3.0
葛巻町					
岩手町					
西根町					
滝沢村					
松尾村					
玉山村					
紫波町					
矢巾町					
大迫町				10.0	20.0
石鳥谷町				10.0	10.0
東和町					
湯田町		5.0	5.0	5.0	5.0
沢内村	3.0	3.0	4.0	4.0	5.0
金ヶ崎町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
前沢町					
胆沢町				1.0	1.0
衣川村					
花泉町					
平泉町				28.0	33.0
大東町					
藤沢町					
千厩町					
東山町					
室根村					
川崎村					
住田町					
三陸町					
大槌町					
宮守村				28.0	28.0
田老町					
山田町					
岩泉町					
田野畑村					
普代村					
新里村					
川井村					
軽米町					
種市町					
野田村					
山形村					
大野村					
九戸村					
浄法寺町					
安代町					
一戸町					
合計	196.0	205.0	211.0	439.0	535.0

(6) 商品の容器のうち、主としてプラスチック製のものであってペットボトル以外に係る分別基準適合物

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市					
盛岡市(旧都南村)					
富古市					
大船渡市					
水沢市			20.0	20.0	20.0
花巻市		453.0	522.0	552.0	580.0
北上市		173.0	182.0	191.0	201.0
久慈市					
遠野市				71.0	142.0
一関市					16.0
陸前高田市					
釜石市					
江刺市					
二戸市					
雫石町			11.0	11.0	11.0
葛巻町					
岩手町					
西根町					
滝沢村					
松尾村					
玉山村					
紫波町					
矢巾町					
大迫町		1.0	3.0	5.0	7.0
石鳥谷町		83.0	83.0	95.0	100.0
東和町		17.0	17.0	17.0	17.0
湯田町		39.0	39.0	39.0	39.0
沢内村	5.0	9.0	13.0	16.0	19.0
金ヶ崎町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
前沢町					
胆沢町					
衣川村					
花泉町	182.0	191.0	206.0	204.0	216.0
平泉町				58.0	69.0
大東町					
藤沢町					
千厩町					
東山町					
室根村					
川崎村					
住田町					
三陸町					
大槌町					
宮守村				57.0	57.0
田老町					
山田町					
岩泉町					
田野畑村					
普代村					
新里村					
川井村					
軽米町					
種市町					
野田村					
山形村					
大野村					
九戸村					
浄法寺町					
安代町					
一戸町					
合計	188.0	967.0	1,097.0	1,337.0	1,495.0

(7) 商品の容器のうち、主として白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市		60.0	80.0	100.0	120.0
盛岡市(旧都南村)					
宮古市					
大船渡市					
水沢市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
花巻市					
北上市	44.0	46.0	47.0	48.0	49.0
久慈市	20.0	26.0	33.0	40.0	40.0
遠野市		1.0	3.0	5.0	7.0
一関市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
陸前高田市				2.0	2.0
釜石市					
江刺市					
二戸市					
雫石町			9.0	9.0	9.0
葛巻町					
岩手町	1.0	2.0	3.0	4.0	4.0
西根町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
滝沢村			79.0	81.0	83.0
松尾村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
玉山村	1.0	1.0	2.0	3.0	3.0
紫波町					
矢巾町					
大迫町	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
石鳥谷町					
東和町			1.0	1.0	1.0
湯田町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
沢内村	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
金ヶ崎町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
前沢町					
胆沢町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
衣川村					
花泉町					
平泉町			3.0	4.0	5.0
大東町	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
藤沢町	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
千厩町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
東山町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
室根村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
川崎村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
住田町					
三陸町					
大槌町			2.0	2.0	2.0
宮守村		4.0	4.0	4.0	4.0
田老町					
山田町					
岩泉町					
田野畑村					
普代村	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0
新里村					
川井村					
軽米町					
種市町	4.0	5.0	6.0	8.0	8.0
野田村	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0
山形村	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
大野村	1.0	2.0	2.0	3.0	3.0
九戸村					
浄法寺町					
安代町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
一戸町					
合計	102.0	178.0	307.0	348.0	374.0

- 6 岩手県の区域内において得られる※③第2条第6項に規定する主務省令で定める物に
ついで、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量を
次のとおりとする。第3号量) (※印：P17参照)
(4のうのうち市町村が分別収集する特定分別基準適合物以外の見込量：事業者による再商品化
義務が課されないもの)

(1) 主として鋼製の容器包装に係るもの

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	1,193.0	1,193.0	1,193.0	1,193.0	1,193.0
盛岡市(旧都南村)	293.0	296.0	299.0	303.0	307.0
宮古市	125.0	169.0	214.0	217.0	220.0
大船渡市	274.0	271.0	269.0	267.0	264.0
水沢市	127.0	128.0	128.0	128.0	129.0
花巻市	224.0	225.0	226.0	226.0	227.0
北上市	288.0	302.0	311.0	320.0	330.0
久慈市	187.0	188.0	190.0	190.0	191.0
遠野市	179.0	197.0	205.0	211.0	216.0
一関市	239.0	240.0	240.0	240.0	240.0
陸前高田市	204.0	205.0	206.0	207.0	208.0
金石市	169.0	169.0	169.0	169.0	169.0
江刺市	80.0	82.0	84.0	86.0	88.0
二戸市	370.0	371.0	371.0	371.0	371.0
雫石町	210.0	210.0	210.0	210.0	210.0
葛巻町	74.0	73.0	72.0	71.0	70.0
岩手町	90.0	90.0	89.0	89.0	89.0
西根町	119.0	124.0	130.0	135.0	140.0
滝沢村	368.0	380.0	392.0	405.0	418.0
松尾村	60.0	62.0	65.0	68.0	70.0
玉山村	44.0	49.0	54.0	58.0	61.0
紫波町	207.0	210.0	213.0	217.0	220.0
矢巾町	154.0	156.0	159.0	162.0	164.0
大迫町	25.0	25.0	25.0	24.0	24.0
石鳥谷町	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0
東和町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
湯田町	20.0	19.0	19.0	19.0	19.0
沢内村	19.0	19.0	19.0	20.0	20.0
金ヶ崎町	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
前沢町	32.0	32.0	33.0	33.0	33.0
胆沢町	64.0	64.0	63.0	63.0	63.0
衣川村	15.0	16.0	17.0	18.0	19.0
花泉町	40.0	42.0	45.0	45.0	48.0
平泉町	11.0	14.0	16.0	19.0	22.0
大東町	137.0	135.0	134.0	133.0	132.0
藤沢町	80.0	80.0	80.0	79.0	79.0
千厩町	104.0	104.0	105.0	105.0	105.0
東山町	66.0	66.0	66.0	67.0	67.0
室根村	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
川崎村	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0
住田町	29.0	29.0	29.0	29.0	28.0
三陸町	44.0	43.0	42.0	41.0	42.0
大槌町	129.0	129.0	128.0	128.0	127.0
宮守村	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
田老町	28.0	28.0	28.0	27.0	27.0
山田町	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0
岩泉町	30.0	31.0	31.0	31.0	32.0
田野畑村	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
普代村	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
新里村	20.0	20.0	19.0	19.0	18.0
川井村	14.0	15.0	16.0	17.0	18.0
軽米町	107.0	107.0	107.0	107.0	107.0
種市町	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0
野田村	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0
山形村	23.0	23.0	23.0	25.0	25.0
大野村	34.0	34.0	36.0	36.0	36.0
九戸村	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
浄法寺町	59.0	59.0	58.0	58.0	57.0
安代町	49.0	51.0	54.0	56.0	58.0
一戸町	102.0	102.0	103.0	103.0	104.0
合計	7,027.0	7,145.0	7,253.0	7,313.0	7,373.0

(2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	275.0	275.0	275.0	275.0	275.0
盛岡市(旧都南村)	62.0	63.0	64.0	65.0	66.0
宮古市	35.0	47.0	71.0	72.0	73.0
大船渡市	47.0	47.0	46.0	46.0	46.0
水沢市	59.0	59.0	60.0	60.0	60.0
花巻市	76.0	76.0	77.0	77.0	77.0
北上市	131.0	144.0	151.0	159.0	167.0
久慈市	73.0	74.0	74.0	74.0	74.0
遠野市	40.0	43.0	46.0	49.0	48.0
一関市	60.0	63.0	66.0	68.0	68.0
陸前高田市	11.0	11.0	12.0	12.0	13.0
釜石市	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0
江刺市	24.0	25.0	26.0	27.0	28.0
二戸市	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
雫石町	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
葛巻町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
岩手町	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
西根町	24.0	25.0	26.0	27.0	28.0
滝沢村	81.0	84.0	87.0	89.0	92.0
松尾村	14.0	14.0	15.0	15.0	16.0
玉山村	16.0	22.0	26.0	31.0	34.0
紫波町	44.0	44.0	48.0	47.0	48.0
矢巾町	33.0	33.0	34.0	35.0	35.0
大迫町	5.0	5.0	5.0	6.0	6.0
石鳥谷町	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
東和町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
湯田町	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0
沢内村	11.0	10.0	10.0	10.0	10.0
金ヶ崎町	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
前沢町	12.0	12.0	12.0	12.0	13.0
胆沢町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
衣川村	5.0	6.0	6.0	7.0	7.0
花泉町	18.0	19.0	20.0	20.0	21.0
平泉町	6.0	8.0	9.0	11.0	12.0
大東町	16.0	15.0	15.0	15.0	15.0
藤沢町	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
千厩町	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
東山町	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0
室根村	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
川崎村	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
住田町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
三陸町	8.0	7.0	8.0	7.0	7.0
大槌町	21.0	21.0	20.0	20.0	20.0
宮守村	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
田老町	7.0	7.0	8.0	8.0	8.0
山田町	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
岩泉町	13.0	14.0	14.0	14.0	14.0
田野畑村	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0
普代村	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
新里村	11.0	10.0	10.0	9.0	9.0
川井村	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
軽米町	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
種市町	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
野田村	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
山形村	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0
大野村	13.0	13.0	14.0	14.0	14.0
九戸村	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
浄法寺町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
安代町	11.0	11.0	11.0	12.0	12.0
一戸町	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
合計	1,703.0	1,749.0	1,808.0	1,836.0	1,859.0

(3) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）に係るもの

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	109.0	109.0	109.0	109.0	109.0
盛岡市(旧都南村)	7.0	7.0	7.0	8.0	9.0
宮古市					
大船渡市					
水沢市	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
花巻市	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
北上市	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0
久慈市	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
遠野市	14.0	18.0	21.0	25.0	28.0
一関市	5.0	6.0	6.0	6.0	6.0
陸前高田市	3.0	3.0	4.0	4.0	5.0
釜石市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
江刺市	3.0	3.0	4.0	4.0	5.0
二戸市					
雫石町	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
葛巻町					
岩手町	1.0	3.0	4.0	5.0	7.0
西根町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
滝沢村	23.0	24.0	24.0	25.0	26.0
松尾村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
玉山村	1.0	2.0	3.0	4.0	4.0
紫波町	3.0	4.0	5.0	5.0	5.0
矢巾町	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0
大迫町	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0
石鳥谷町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
東和町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
湯田町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
沢内村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
金ヶ崎町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
前沢町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
胆沢町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
衣川村	2.0	2.0	3.0	3.0	4.0
花泉町	18.0	14.0	20.0	20.0	21.0
平泉町	2.0	3.0	4.0	5.0	7.0
大東町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
藤沢町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
千厩町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
東山町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
峯根村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
川崎村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
住田町					
三陸町					
大槌町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
宮守村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
田老町					
山田町					
岩泉町					
田野畑村					
普代村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
新里村					
川井村					
軽米町					
種市町	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
野田村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
山形村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
大野村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
九戸村					
浄法寺町					
安代町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
一戸町	5.0	7.0	8.0	11.0	12.0
合計	344.0	354.0	372.0	386.0	402.0

(4) 主として段ボール製の容器包装に係るもの

市町村名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
盛岡市	663.0	663.0	663.0	663.0	663.0
盛岡市(旧都南村)	222.0	228.0	232.0	235.0	237.0
宮古市	264.0	290.0	316.0	321.0	325.0
大船渡市					
水沢市	265.0	266.0	266.0	267.0	267.0
花巻市	498.0	500.0	501.0	502.0	504.0
北上市	311.0	327.0	337.0	347.0	357.0
久慈市	49.0	50.0	50.0	50.0	50.0
遠野市	300.0	337.0	361.0	359.0	357.0
一関市	17.0	18.0	18.0	18.0	18.0
陸前高田市	126.0	126.0	127.0	127.0	128.0
釜石市	217.0	217.0	218.0	218.0	218.0
江刺市	34.0	36.0	38.0	40.0	40.0
二戸市	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
雫石町	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
葛巻町					
岩手町	11.0	14.0	17.0	19.0	22.0
西根町	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0
滝沢村	82.0	85.0	87.0	90.0	93.0
松尾村	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
玉山村	8.0	10.0	12.0	14.0	15.0
紫波町	88.0	92.0	97.0	99.0	101.0
矢巾町	117.0	121.0	123.0	125.0	127.0
大迫町	28.0	28.0	28.0	29.0	29.0
石鳥谷町	91.0	91.0	91.0	91.0	91.0
東和町	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0
湯田町		6.0	6.0	6.0	6.0
沢内村	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0
金ヶ崎町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
前沢町	78.0	79.0	79.0	79.0	80.0
胆沢町	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
衣川村	6.0	6.0	7.0	7.0	8.0
花泉町					
平泉町			12.0	14.0	17.0
大東町					
藤沢町					
千厩町					
東山町					
室根村					
川崎村					
住田町					
三陸町					
大槌町	95.0	95.0	92.0	92.0	90.0
宮守村	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
田老町					
山田町					
岩泉町					
田野畑村					
普代村	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
新里村					
川井村					
軽米町	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
種市町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
野田村	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
山形村	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
大野村	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
九戸村	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
浄法寺町	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
安代町	9.0	9.0	9.0	8.0	8.0
一戸町	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
合計	3,954.0	4,069.0	4,162.0	4,196.0	4,227.0

7 第一期岩手県分別収集促進計画の実施状況と今後の課題について

同法に基づく平成10年度末の分別実施状況については、分別収集計画を立てた市町村のおよそ9割の市町村が分別収集に取り組んでおり、第一期としては概ね順調に推移している。

〈容器包装リサイクル法に係る分別収集実績〉

実施結果		計 画 量	収 集 量	達 成 割 合	計 画	実 施	実 施	
品目・年度		(t)	(t)	(%)	市町村数	市町村数	割 合 (%)	
特定分別基準適合物	無色ガラス	9	4,246.00	2,664.50	62.75	29	29	100.00
		10	6,688.00	3,821.42	57.14	46	43	93.48
	茶色ガラス	9	3,774.00	3,058.89	81.05	29	29	100.00
		10	5,375.00	4,769.97	88.74	46	43	93.48
	その他ガラス	9	1,374.00	1,329.79	96.78	25	25	100.00
		10	2,467.00	1,864.97	75.60	45	38	84.44
	ペ ッ ト	9	293.00	257.14	87.76	19	19	100.00
		10	577.00	757.08	131.21	28	25	89.29
第2条第6項指定	スチール	9	6,371.00	5,544.66	87.03	48	46	95.80
		10	7,729.00	6,153.30	79.61	57	53	92.98
	アルミ	9	1,490.00	1,209.66	81.19	48	47	97.90
		10	1,852.00	1,325.57	71.58	57	54	94.73
	紙パック	9	260.00	70.00	26.92	21	17	80.95
		10	315.00	89.18	28.31	22	17	77.27

(1) ガラス製容器包装

ガラスびんについては、法施行前から、数種類に分けて収集していた市町村もあり、概ね順調に収集されている。

(2) ペットボトル

分別収集の目玉と言われているペットボトルについては、車両の配置、保管場所、減容機の確保また分別基準に合わせた排出方法の指導などに時間がかかることなどから、計画策定した市町村はガラス製容器に比べて少ないが、2年目以降準備の整った市町村から取り組んできており、収集量も前年度に比べて2.9倍の伸びを示し、順調に進んできている。

今後、再商品化を推進するためには、ボトルの洗浄など特定分別基準適合物としての品質の向上が強く求められるところである。

(3) スチール缶・アルミ缶

いずれも計画に対する達成率が70%台と前年度を下回ったが、これは市町村が目標値を高めめに設定したためと考えられる。

また、有価物であることから、町内会等による集団回収が進んでおり、今後もこれを推進する必要がある。

(4) 紙パック

紙パックについては、他の品目に比べ計画する市町村が少ない。これは、店頭回収を積極的に進める店舗が多くなったためであり、収集量や達成率が低いのも、市町村で具体的な収集数量を把握できなかったものである。

8 追加される分別対象品目への取組み課題

(1) 平成12年度から追加される「その他紙、その他プラスチック」は今までと違い、品質が多種多様で住民にとっては分別しにくい品目である。

品目やその品質について、県民の理解を深めることが大切で、普及啓発などこれまで以上の取り組みが必要になると考えられる。

(2) 特定分別基準適合物とするためには、10t程度の量の保管が目安になっており、特に紙類では、濡らさない分別排出方法や保管場所の確保が必要になる。効率的に再商品化を進めるには、保管の広域的な対応が求められることから、地域の実情に沿った施設整備について国庫補助の導入を考慮した市町村間の連携が必要である。

9 分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項

〈法第9条第2項第4号〉

(1) 分別収集の促進の意義に関する知識の普及

分別収集を実施することは、容器包装廃棄物を資源として社会に還元していくことを可能とし、県民一人ひとりの参画により環境への負荷の少ない循環型の経済社会システムを構築していくための基本となるものである。

このような分別収集の意義について、県民の理解を促し、県民が自らの責務として市町村が定める分別の基準に従って容器包装廃棄物を適正に排出することを促進するため、県と市町村は、その連携を強化し、広報活動等による積極的な普及啓発を図るものとする。

ア 広報媒体等を通じた啓発活動

市町村の分別収集が円滑に実施されるよう、県政広報紙やテレビ、ラジオの県政番組等を通じて、分別収集の必要性和意義について県民の啓発に努める。

また、市町村に対しても、廃棄物減量等推進員による排出指導等を通じて分別収集の必要性和意義について啓発を図るとともに、当該市町村の排出基準等について広報紙等を通じて十分な周知を図るよう指導に努める。

イ 環境教育・環境学習の推進

分別収集の実施と再商品化の推進が環境の保全に寄与することについて、県民の理解を深め、協力が得られるよう、情報の提供や、ビデオ、パンフレット等の教材などの整備とその有効利用により、学校等における環境教育や広く県民を対象とする環境学習の強化を図る。

ウ 啓発資料等の作成

分別収集及び再商品化について県民の積極的な協力を喚起するために、各市町村の行う分別収集及び町内会等による集団回収等の推進状況について、総合的に把握整理の上、実践事例を資料化するなどにより、市町村等を通じて県民への情報提供に努める。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

広域的に、より効果的な分別収集体制を整備するためには、リサイクルプラザ、リサイクルセンター等資源化施設の整備状況、資源化事業者の協力等、地域の実情に応じて住民の分別排出方法、分別回収の方法等について情報の交換が図られることが重要である。

このため、各市町村の実施する分別収集の状況を的確に把握するとともに、これらの情報を市町村及び県民に対して提供するように努めるものとする。

ア 市町村への情報の提供

市町村が自らの分別収集体制について、広域的に、より効率的な収集体制を整備できるよう、分別収集実施のための具体的な手法や施設及び体制に関する情報を可能な限り収集・整理の上、定期的に市町村に提供する。

また、市町村相互の情報交換や分別収集推進上の諸問題について、広域ブロック内のごみ処理広域化推進協議会や市町村清掃協議会等の諸会議を活用するほか、必要に応じて連絡会議、説明会等を開催するなど、きめ細かな情報交換の機会の確保に努める。

イ 分別基準適合物の引き取りの確保

県は、市町村によって分別収集された特定分別基準適合物の円滑な再商品化を促進するため、市町村と指定法人等の間において十分な連携が図られるよう指導、助言に努める。

さらに、法第2条第6項指定物については、無償あるいは有償の引き取りが確保されるよう、市町村に対する情報の提供を行うとともに、必要に応じて関係者等との連絡調整に努める。

(3) その他分別収集の促進に関する事項

ア 分別収集により分別基準適合物の再商品化を推進していくためには、市町村等の行う分別収集において分別基準に適合した処理がなされることが不可欠であり、容器包装廃棄物の選別、圧縮、保管等を行う資源化施設の広域ブロック内での重点的かつ計画的な整備について、国庫補助の導入を図りつつ推進するよう市町村等の指導に努める。

イ 町内会等による集団回収は、市町村が処理する廃棄物の減量化に資するのみならず、参加する住民の環境への意識をかん養する上でも有効である。このため、市町村の分別収集の実施にあたっては、既存の集団回収との整合が図られるよう配慮するとともに、集団回収に対する支援がなされるよう市町村の指導に努める。

ウ 各地域における資源化事業者については、指定法人等が行う再商品化過程の実質的な担い手として、さらに、法第2条第6項指定物の引取先として重要な役割を担うものであることから、その機能を十分に果たすことができるよう、必要に応じて情報を提供するなどの支援に努めるとともに、廃棄物再生事業者の登録制度の活用等を通じて市町村との連携が図られるよう努める。

10 ごみの減量化及び再生利用の推進に関する一般的事項

法の趣旨にかんがみ、循環型経済社会システムを構築していくためには、廃棄物の排出後における再資源化はもとより、廃棄物の排出そのものを抑制していくことが必要である。

このため、県民、事業者及び行政が「岩手県ごみ減量化・再生利用推進行動指針」（平成6年2月策定、平成11年度全面見直し予定）を活用しながら連携するとともに、各主体におけるごみ減量化と再生利用推進に向けた積極的な施策の展開を図る。

(1) 県民の取組みの促進

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋等を持参し、簡易包装化がなされている商品、詰替えのできる商品、リサイクルが容易な商品の選択の促進に努める。

また、家庭からの排出における適正分別や地域における集団回収活動を積極的に展開するなど環境に配慮したライフスタイルの確立に向けた県民運動につなげる。

(2) 事業者の取組みの促進

自らの事業活動に伴うごみ排出量を極力抑制しながら、包装の簡素化等ごみになりにくい商品の開発と提供に努め、販売ルートを利用した容器等の回収システムの整備を推進するとともに、容器包装廃棄物の再商品化により得られた物の積極的な利用の促進に努める。

(3) 行政の取組み

県においては、ごみ減量化と再生利用推進について、各地域における啓発事業の展開やマイ・バッグ・キャンペーン（買い物袋持参推進運動）の全県的な推進を図ることにより、県民の一層の意識啓発を行うとともに、県民の取組むごみ減量化・再利用等に寄与する活動を積極的に支援・促進する体制の整備に努める。

また、物品の調達に当たっては、自ら率先して、過剰に包装された商品の購入を極力避けるとともに、容器包装廃棄物の再商品化によって得られた物やリサイクルが容易な商品等を積極的に選択するグリーン購入を推進する。

さらに、市町村については、地域の実情に応じて県との連携によるごみ減量化・再生利用推進に向けた諸施策の展開を促進する。

※①分別基準適合物

容器包装廃棄物であって分別収集をして得られたもののうち、洗浄や圧縮が行われるなど厚生省令で定める分別基準に適合し、指定された施設に保管されているもの（有償または無償で譲渡可能なものとして主務大臣が指定した容器包装を除く）をいう。

※②特定分別基準適合物

分別基準適合物を容器包装の区分ごとに特定したもので、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、無色又は茶色以外のガラス製容器、飲料及びしょうゆ用のペットボトル、紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装が定められている。

※③法第2条第6項に規定する主務省令で定めるもの

現在のところ有償又は無償での譲渡が可能であることから、特定事業者に再商品化義務を課さなくともよいものとして主務大臣が指定した容器包装廃棄物。

鋼製の容器包装、アルミニウム製の容器包装、飲料用紙パック、段ボールが指定されている。